

特定非営利活動法人あい 総合教育 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あい 総合教育という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区上大崎3-3-9 秀和目黒駅前レジデンス908に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会全般に対して、一人ひとりが心身共に健康で、生きがいを感じ、愛が満ち溢れている人生を過ごすために、人と関わり繋がる場をつくり、人びとの触れ愛、交流を促進する事業を行うことで更に愛が満ち溢れる社会を実現させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 人とのふれあい事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、次条第1項の規定にかかわらず、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、次条第1項の規定にかかわらず、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	牧 稔徳
副理事長	宮地 啓介
副理事長	小林 直也

監事

鈴木 和伸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	入会金	1,000円	年会費	5,000円
(2) 賛助会員（個人）	入会金	1,000円	年会費	5,000円
(3) 正会員（団体）	入会金	5,000円	年会費	10,000円
(4) 賛助会員（団体）	入会金	5,000円	年会費	10,000円

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人Emotionally Connected Community
U2

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	○(理事)・監事	マキ トシノリ	有・○(無)	理事長
		牧 稔徳		
2	○(理事)・監事	ミヤチ ケイスケ	有・○(無)	副理事長
		宮地 啓介		
3	○(理事)・監事	コバヤシ ナオヤ	有・○(無)	副理事長
		小林 直也		
4	理事・○(監事)	スズキ カズノブ	有・○(無)	
		鈴木 和伸		
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

202⁴~~3~~年度 事業計画書

特定非営利活動法人 Emotionally Connected Community U2

1 事業実施の方針

社会全般に対して、一人ひとりが心身共に健康で、生きがいを感じ、愛が満ち溢れている人生を過ごすために、人と関わり繋がる場をつくり、人びとの触れ愛、交流を促進する事業を行うことで更に愛が満ち溢れる社会を実現させることを目的とし、次の事業を実施する。具体的には、本法人の定款第5条第1項第1号①特定非営利活動に係る事業として、人とのふれあい事業を実施する。人とのふれあい事業としてセミナー、カウンセリング(講座、相談会)事業とともに、web や電話での無料相談ダイヤル事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 800 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
人とのふれあい事業	個人が抱える問題や悩みこと等に対して専門講師による個別相談会を一般市民を対象に無料で実施	8回	公共施設等	2人	一般市民	40人	800
人とのふれあい事業	人には言えない問題や悩みを抱えている人びとを救済するためにwebや相談ダイヤルを設置し顧問講師が相談に応じ、適宜幹事や関係機関へ紹介実施	土日を除く平日	本法人内	2人	一般市民	40人	0

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	実施せず				

202⁵4年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Emotionally Connected Community U2

1 事業実施の方針

社会全般に対して、一人ひとりが心身共に健康で、生きがいを感じ、愛が満ち溢れている人生を過ごすために、人と関わり繋がる場をつくり、人びとの触れ愛、交流を促進する事業を行うことで更に愛が満ち溢れる社会を実現させることを目的とし、次の事業を実施する。具体的には、本法人の定款第5条第1項第1号①特定非営利活動に係る事業として、人とのふれあい事業を実施する。人とのふれあい事業としてセミナー、カウンセリング(講座、相談会)事業とともに、web や電話での無料相談ダイヤル事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 800 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
人とのふれあい事業	個人が抱える問題や悩みこと等に対して専門講師による個別相談会を一般市民を対象に無料で実施	8回	公共施設等	2人	一般市民	40人	800
人とのふれあい事業	人には言えない問題や悩みを抱えている人びとを救済するためにwebや相談ダイヤルを設置し顧問講師が相談に応じ、適宜幹事や関係機関へ紹介実施	土日を除く平日	本法人内	2人	一般市民	40人	0

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
なし							
なし							

2023年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

設立・定款変更用

特定非営利活動法人Emotionally Connected Community U2

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		60,000		0	60,000
正会員受取会費	10,000				
賛助会員受取会費	50,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		90,000		0	90,000
受取補助金	90,000				
4 事業収益		0		0	0
人とのふれあい事業収益	0				
物品販売事業収益			0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		150,000		0	150,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		800,000		0	800,000
会議費					
旅費交通費					
施設等評価費用					
減価償却費					
印刷製本費					
諸謝金	800,000				
事業費計		800,000		0	800,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		320,000		0	320,000
消耗品費					
水道光熱費					
通信運搬費	60,000				
地代家賃					
旅費交通費	160,000				
減価償却費					
雑費	100,000				
管理費計		320,000		0	320,000
経常費用計		1,120,000		0	1,120,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		-970,000		0	-970,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		-970,000		0	-970,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤		0		0	0
前期繰越正味財産額・・・⑥	-5,948,961	-5,948,961		0	-5,948,961
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥		-6,918,961			-6,918,961

-6,918,961

-6,918,961
-7,888,961

2024年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人Emotionally Connected Community U2

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		60,000		0	60,000
正会員受取会費	10,000				
賛助会員受取会費	50,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		90,000		0	90,000
受取補助金	90,000				
4 事業収益		0		0	0
人とのふれあい事業収益	0				
物品販売事業収益			0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		150,000		0	150,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		800,000		0	800,000
会議費					
旅費交通費					
施設等評価費用					
減価償却費					
印刷製本費					
諸謝金	800,000				
事業費計		800,000		0	800,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		320,000		0	320,000
消耗品費					
水道光熱費					
通信運搬費	60,000				
地代家賃					
旅費交通費	160,000				
減価償却費					
雑費	100,000				
管理費計		320,000		0	320,000
経常費用計		1,120,000		0	1,120,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①		-970,000		0	-970,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②		0		0	0
経理区分振替額 . . . ③					
税引前当期正味財産増減額 (1)+(2)+(3) . . . ④		-970,000		0	-970,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ⑤		0		0	0
前期繰越正味財産額 . . . ⑥	-6,918,961	-6,918,961		0	-6,918,961
次期繰越正味財産額 (4)-(5)+(6)					-7,888,961

-7,888,961

-7,888,961
-8,858,961